

情報・システム研究機構職員給与規程

〔平成16年4月1日〕
制 定

最近改正 平成29年4月27日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、情報・システム研究機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）第27条の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類、計算期間及び支給日)

第2条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類	給与の計算期間	給与支給日
(1) 基本給 (2) 諸手当 基本給の調整額 管理職手当 初任給調整手当 都市手当 広域異動手当 扶養手当 住居手当 単身赴任手当	一の月の初日から末日まで	その月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日、その日が土曜日に当たるときは、16日、その日が月曜日で休日に当たるときは、18日）
航空手当 極地観測手当 時間外勤務手当 休日給	一の月の初日から末日まで	翌月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日、その日が土曜日に当たるときは、16日、その日が月曜日で休日に当たるときは、18日）
期末手当 勤勉手当		6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日）
寒冷地手当	一の年の11月から3月まで	その月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは15日、その日が土曜日に当たるときは、16日、その

		日が月曜日で休日に当たるときは、18日)
通勤手当		別に定める支給単位期間に係る最初の月の17日(ただし、その日が日曜日に当たるときは15日、その日が土曜日に当たるときは、16日、その日が月曜日で休日に当たるときは、18日)

2 前項にかかわらず、就業規則第2条第3項に定める外国人研究員の給与の種類は、情報・システム研究機構外国人研究員の就業に関する規程の定めるところによる。

(給与の支払い)

第3条 職員の給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

2 前項の給与は、原則として、職員の預貯金口座に所要金額を振り込むことによって支払う。

3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

(日割計算等)

第4条 新たに職員となった者には、その日から基本給を支給する。基本給の月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本給を支給する。

2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの基本給を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの基本給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、基本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から情報・システム研究機構に勤務する職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「勤務時間等規程」という。)第10条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前4項の規定は、基本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、都市手当及び広域異動手当の支給について準用する。

(給与の即時払い)

第5条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があったときは、第2条の規定にかかわらずすみやかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

一 退職し、又は解雇されたとき

二 本人が死亡したとき

(非常時払い)

第6条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ本人から請求があったときは、第2条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与を速やかに支払う。

一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき

二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてるとき

三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき

四 その他特に必要と認めるとき

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第22条、第33条及び第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給、基本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、都市手当、広域異動手当及び寒冷地手当(都市手当及び広域異動手当については算出の基礎から扶養手当を除く。)の月額合計額を当該年度の一月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第33条及び第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、航空手当又は極地観測手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を7.75で除した額)を、前項の規定による額に加算した額とする。

(端数計算)

第8条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じた場合はこれを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規定により計算した各給与の種類別の確定金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 基本給

(基本給)

第10条 基本給は基本給表に定める級号と基本給月額により支給する。

(基本給表の種類)

第11条 基本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 一般職基本給表(別表第1)

イ 一般職基本給表(一)

ロ 一般職基本給表(二)

二 医療職基本給表(別表第2)

三 教育職基本給表(別表第3)

四 指定職基本給表(別表第4)

(初任給)

第12条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。

(昇格)

第13条 従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により上位の級に昇格させることができる。

(降格)

第14条 就業規則第23条第1項の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

第15条 職員を基本給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、決定する。

(基本給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第16条 職員を基本給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

(昇給)

第17条 職員(指定職基本給表の適用を受ける職員を除く。)の昇給は、次条で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号数を4号(一般職基本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの、医療職基本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの)にあつては、3号)とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号(一般職基本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの、医療職基本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの)にあつては、3号)とあるのは、零とする。

4 職員の昇給はその属する職務の級における最高の号を超えて行うことはできない。

(昇給の時期)

第18条 前条の規定による昇給の日は、毎年1月1日とする。

(表彰等による昇給)

第19条 職員が就業規則第39条第1項第1号、第3号及び第4号の規定に該当し表彰された場合その他勤務成績が特に良好である場合等においては、第17条及び前条の規定にかかわらず、昇給を行うことができる。

第3章 給与の特例等

(休職者の給与)

第20条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号の規定による休職（以下この条において「病気休職」という。）にされたときは、その休職の期間中、給与の全額（労基法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第14条による休業補償給付を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり、病気休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、基本給、基本給の調整額、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当（以下この条において「基本給等」という。）のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により、病気休職にされたときは、初めに休職した日から引き続いた期間又は同一若しくは同種疾病によるものが断続的に行われた期間（一の休職から復帰した後1年以内に再び休職となる期間に限る。）を合算した期間が満1年に達するまでは、基本給等の100分の80を支給することができる。

4 職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第15条第1項第2号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、基本給等の100分の60以内を支給することができる。

5 職員が就業規則第15条第1項第3号の規定に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、基本給等の100分の70以内（業務上の災害若しくは労災保険法第7条第2項に規定する通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内）を支給することができる。

6 職員が就業規則第15条第1項第4号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、基本給等の100分の70以内を支給することができる。

7 職員が就業規則第15条第1項第6号の規定に基づき、情報・システム研究機構休職に関する規程（以下「休職規程」という。）第5条の規定による役員兼業休職にされたときは、その休職の期間中、基本給等の100分の100以内を支給することができる。

8 休職にされた職員には、他の規程に別段の定めがない限り、前7項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

（育児休業等に係る給与）

第21条 情報・システム研究機構職員の育児休業等に関する規程（以下「育児休業等規程」という。）及び情報・システム研究機構職員の介護休業等に関する規程（以下「介護休業等規程」という。）に基づき、育児休業の申出をして承認された職員又は介護休業を申し出た職員の当該育児休業又は介護休業に係る期間は給与を支給しない。

2 育児休業等規程第12条に規定する育児部分休業を申し出て承認された職員、又は介護休業等規程第12条に規定する介護部分休業を申し出た職員の当該育児部分休業

又は介護部分休業にかかる時間は、給与を支給しない。

(給与の減額)

第22条 職員が勤務しないときは、勤務時間等規程第18条に規定する休暇又は同規程第12条の規定によりその勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、第7条に規定する勤務1時間あたりの給与額に勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

2 前項の規定にかかわらず、一の負傷又は疾病による病気休暇等（次に掲げる場合における病気休暇（以下「生理休暇等」という。）以外の病気休暇又は疾病に係る就業禁止の措置をいう。以下同じ。）が引き続いている場合においては、当該病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における当該病気休暇等の日（1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次項において同じ。）につき、基本給及び基本給の調整額の半額を減ずる。

一 生理日の就業が著しく困難な場合

二 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

三 情報・システム研究機構安全衛生管理規程第15条第5項の事後措置を受けた場合

3 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日につき、基本給及び基本給の調整額の半額を減ずる。

4 前2項の適用については、生理休暇等の期間（生理休暇等に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の休日その他の病気休暇等の期間以外の勤務しない期間を含む）及び引き続き勤務しない（生理休暇等の期間が、この項の規定により勤務しない期間が引き続いているものとされる場合は含まれないものとする。）期間が8日以上（当該期間における休日以外の日数が4日以上である期間に限る。）にわたる職員（この項の規定により勤務しない期間が引き続いているものとされる職員を含む。）が、引き続き勤務しない期間の末日の翌日から勤務時間等規程第21条第2項に規定する実勤務日数が20日に達する日までの間に再度勤務しないこととなった場合における当該引き続き勤務しない期間の末日の翌日から当該再度勤務しないこととなった期間の初日の前日までの期間の前後の勤務しない期間は、引き続いているものとする。

5 第2項から前項までの勤務しない期間には、病気休暇等の日（1日の勤務時間の一部を病気休暇等により勤務しない日を含む。）のほか、当該療養期間中の勤務時間等規程第10条に規定する休日その他の勤務しない日（年次休暇及び特別休暇を使用した日並びに1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、生理休暇等の日、生理休暇等の日の間にある休日その他の病気休暇等の日以外の勤務しない日及び1日の勤

務時間の一部に育児休業等規程第12条に規定する育児部分休業がある日であって、当該勤務時間のうち、当該育児部分休業以外のすべての勤務時間を勤務した日を除く。)が含まれるものとする。

第4章 諸手当

(基本給の調整額)

第23条 基本給の月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、適正な調整を行うことができる。ただし、指定職基本給表の適用を受ける者を除く。

2 前項の規定により基本給の調整を行う職は、別表第5の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員欄に掲げる職員の占める職とする。

3 職員の基本給の調整額は、当該職員に適用される基本給表及び職務の級に応じて別表第6に掲げる調整基本額にその者に係る別表第5の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

(管理職手当)

第24条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職を占める職員に支給する。ただし、指定職基本給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 管理職手当の月額は、当該職員に適用される基本給表別並びに職務の級及び適用区分に応じ次の表に定める額とする。

イ 一般職基本給表 (一)

職務の級	適用区分	手当額
10級	I種	139,300円
9級	I種	130,300円
	II種	104,200円
8級	I種	116,800円
	II種	94,000円
	III種	82,200円
7級	II種	88,500円
	III種	77,400円
	IV種	66,400円
6級	III種	72,700円
	IV種	62,300円
	V種	51,900円
5級	III種	69,400円
	IV種	59,500円
	V種	49,600円

4 級	IV種	55,500円
	V種	46,300円

ロ 教育職基本給表

職務の級	適用区分	手当額
5 級	I 種	133,600円
	II 種	106,900円
	III 種	93,500円
	IV 種	80,200円
	V 種	66,800円
	VI 種	42,800円
	VII 種	32,100円
	VIII 種	21,400円
4 級	III 種	80,300円
	IV 種	68,800円
	V 種	57,300円
	VI 種	36,700円
	VII 種	27,500円
	VIII 種	18,300円

- 3 前項の適用区分に該当する職員は、機構長が定めるところによるものとする。
- 4 第2項に規定する管理職手当の月額は、当該職員の属する職務の級における最高の号の基本給月額の100分の25を超えてはならない。
- 5 第2項に規定する管理職手当の月額は、所定の勤務時間を超えて勤務した場合及び休日に勤務した場合における賃金相当額を含むものとする。ただし、当該勤務が深夜に及んだ場合を除くものとする。
- 6 第1項の規定にかかわらず、管理又は監督の地位にある職を占める職員の事務代理を命ぜられている者については、その職務にある期間、当該管理又は監督の地位にある職を占める職員と同じ区分の管理職手当を支給することができる。

(初任給調整手当)

第25条 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）に、当該各号に掲げる範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。

- 一 医療職基本給表の適用を受ける職 月額184,300円
- 二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められた職で、次の研究組織に所属するもの 月額50,600円

イ 国立遺伝学研究所個体遺伝研究系発生遺伝研究部門

ロ 国立遺伝学研究所総合遺伝研究系人類遺伝研究部門

- 2 在職する職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった職員で医師免許証又は歯科医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。
- 3 第1項各号に規定する初任給調整手当の月額は、採用の日又は前項に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第7に掲げる額とする。この場合において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は前項に規定する職員となった日までの期間が4年（医師法に規定する臨床研修を経た場合にあっては6年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は前項に規定する職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間、初任給調整手当が支給されていたものとする。
- 4 初任給調整手当を支給されている職員が就業規則第15条の規定に該当して休職にされた場合における当該職員に対する別表第7の適用については、当該休職の期間（第20条第1項の規定により給与の全額を支給されることとなる期間を除く。）は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。
- 5 第1項又は第2項に規定する職員となった者のうち、これらの職員となった日前にこの規程による初任給調整手当、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）に規定する初任給調整手当及び他の法人等において支給する手当でこれに相当すると認められた手当（以下この項において「初任給調整手当等」という。）を支給されていたことのある者で第3項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当等を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間、初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

（扶養手当）

第26条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、指定職基本給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 2 前項に定める扶養親族は、次の表の対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとし、扶養手当の月額は、同表に定める額の合計額とする。ただし、平成29年4月1日から平成32年3月31日まで間における同表に定める額は別に定める。

対象者		手当額
満22歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子		1人につき 10,000円
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	下記以外の職員の場合	6,500円
	一般職(一)8級及び 教育職5級の職員の場合	3,500円
	一般職(一)9級以上の職員の場合	不支給
<ul style="list-style-type: none"> ・ 満60歳以上の父母及び祖父母 ・ 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹及び孫 ・ 重度心身障害者 	下記以外の職員の場合	6,500円
	一般職(一)8級及び 教育職5級の職員の場合	3,500円
	一般職(一)9級以上の職員の場合	不支給

3 扶養親族となる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額を、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（都市手当）

第27条 都市手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、別表第8の支給地域欄に掲げる地域に在勤する職員に支給する。

2 都市手当の月額は、基本給、基本給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、別表第8の支給地域に応じて、それぞれ支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

3 6月を超えて都市手当の支給を受けていた職員が、支給割合のより低い地域又は支給地域とされていない地域に異動した場合、異動の日から2年間、異動の日の前日に在勤していた地域に係る支給割合による都市手当を支給する。ただし、当該異動の日から1年を超える期間における支給割合は、異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合とする。

（広域異動手当）

第27条の2 職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき別に定めるところにより算定した勤務箇所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所の所在地と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と勤務箇所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と勤

務箇所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として機構が定める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、基本給、基本給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。

一 300キロメートル以上 100分の10

二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となる時にあつては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 前2項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により都市手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前2項の規定による広域異動手当の支給割合から当該都市手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前2項の規定による広域異動手当の支給割合が当該都市手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

(住居手当)

第28条 住居手当は、次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支給するものとし、手当の月額は、職員の区分に応じて同表に定める額(第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に定める額及び第2号に定める額の合計額)とする。ただし、指定職基本給表の適用を受ける職員には支給しない。

職員の区分	手当額
第1号 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料	次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた

を含む。以下同じ。)を支払っている職員(機構,他の法人等及び国の機関により宿舍を貸与されている職員を除く。)	額)に相当する額	
	イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員	家賃の月額から12,000円を控除した額
	ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員	家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは,16,000円)を11,000円に加算した額
第2号 第30条の規定により単身赴任手当を支給される職員で,配偶者が居住するための住宅(機構,他の法人等及び国の機関により宿舍を貸与されている宿舍を除く。)を借り受け,月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められたもの	第1号の職員の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは,これを切り捨てた額)	

(通勤手当)

第29条 通勤手当は,次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- 二 通勤のため自動車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し,かつ,自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し,又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって,交通機関等を使用せず,かつ,自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤

距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の月額を、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第1号に掲げる職員にあっては、支給単位期間につき、その者の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)、ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給期間の月数を乗じて得た額)
- 二 前項第2号に掲げる職員にあっては、支給単位期間につき、職員の区分に応じて次の表に定める額

職員の区分	手当額
自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員	2,000円
使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,200円
使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7,100円
使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10,000円
使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	12,900円
使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	15,800円
使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	18,700円
使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21,600円
使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	24,400円
使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	26,200円
使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	28,000円
使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	29,800円
使用距離が片道60キロメートル以上である職員	31,600円

- 三 前項第3号に掲げる職員にあっては、支給単位期間につき、運賃等相当額及び前号に掲げる額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、ただし、交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているもの又は自動車等の使用距離が2キロメートル未満のものである場合は、支給単位期間につき、第1号又は第2号により算出した額のいずれか支給単位期間の月数で除した額の高い額

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車

国道その他の交通機関等でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められたものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものその他これらのもとの権衡上必要があると認められたものの通勤手当の月額、支給単位期間につき、前項の規定にかかわらず、その者の1箇月の通勤に要する特別料金等の2分の1に相当する額（特別料金等を支給単位期間の月数で除して得た額が2万円を超えるときは、2万円に支給単位期間の月数を乗じた額）及び同項の規定による額の合計額とする。

ただし、前項及び前段にかかわらず、勤務箇所を異にする異動により、通勤の実情に変更を生ずることとなった事務職員で当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものを含む。）からの通勤のために係る運賃等については、経済的かつ合理的と認められる範囲で実際に要する額（特別料金等の上限額は東京駅-三島駅間に係る特別料金等の金額）を支給するものとする。

- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して必要な額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で国家公務員の例により1箇月を単位として定める期間（新幹線鉄道を利用する者の通勤手当にあつては、3箇月を超えない範囲内で国家公務員の例により1箇月を単位として定める期間）をいう。
- 6 前5項に規定するもののほか、通勤の支給及び返納に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例による。

（単身赴任手当）

第30条 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転及び新規採用により、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められたもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他これら職員との権衡上必要があると認められた職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りではない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあつては、その額に、交通距離の区分に応じて次の表に定める額を加算した額）とする。

交通距離	加算額
100km以上300km未満	8,000円
300km以上500km未満	16,000円

500km以上700km未満	24,000円
700km以上900km未満	32,000円
900km以上1,100km未満	40,000円
1,100km以上1,300km未満	46,000円
1,300km以上1,500km未満	52,000円
1,500km以上2,000km未満	58,000円
2,000km以上2,500km未満	64,000円
2,500km以上	70,000円

(航空手当)

第31条 航空手当は、職員が航空機に搭乗し、次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

- 一 航空機乗組員として行う業務
- 二 操縦練習又は教育訓練
- 三 航空従事者の技能証明のために行う実地試験
- 四 航空機の検査
- 五 試作又は改造の航空機用機器材の実験
- 六 航空無線設備の検査
- 七 気象、地象又は水象の観測又は調査
- 八 水路又は陸地の測量
- 九 磁気探査又は核原料資源の調査
- 十 航空法（昭和27年法律第231号）第37条の規定による航空路の指定に関する調査等航空機の航行の安全を図るために行う調査
- 十一 航空法第96条の規定による航空交通管制業務の監査
- 十二 航路標識の巡察
- 十三 航空法第76条第1項各号に掲げる事故の原因を究明するための調査
- 十四 航空機の機体、原動機、装備及び計測制御に関する研究又は試験
- 十五 大気、海洋等の汚染状況の観測又は調査
- 十六 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における災害発生状況等の調査

2 前項の手当の額は、搭乗した時間1時間につき、職員の職務の級及び職員の種類に応じて次の表に定める額とする。

職務の級	一般職基本給表 (一) 4級以上の級 教育職基本給表 3級 以上の級	一般職基本給表 (一) 3級及び2級 教育職基本給表 2級	一般職基本給表 (一) 1級 教育職基本給表 1級
職員の種類			
航空法第24条の	5,100円	3,600円	2,400円

規定による操縦士の資格を有する職員			
航空法第24条の規定による航空士又は航空機関士の資格を有する職員		2,400円	1,900円
航空法第24条の規定による航空通信士若しくは航空整備士		2,200円	1,500円
その他の職員		1,900円	1,200円

3 前項の規定にかかわらず、気密装置を有しない航空機によって高度5,000メートル以上の高空を30分以上飛行して行う業務に従事した時間がある場合の第1項の手当の額は、前項に定める手当額に、当該業務に従事した時間1時間につき前項に定める額の100分の30に相当する額を加算した額とする。

4 第1項の業務のために、船舶を発着の場として回転翼航空機に搭乗した日がある場合におけるその日の属する月の航空手当の総額は、前2項の規定により得られる額にその搭乗した日1日につき870円（日没時から日出時までの間において船舶を発着の場として回転翼航空機に搭乗した場合にあっては、1,300円）を加算した額とする。

（極地観測手当）

第32条 極地観測手当は、職員が南緯55度以南の区域において南極地域観測に関する業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、職員の職務の級に応じて次の表に定める額（越冬して行う業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の30に相当する額を加算した額）とする。

職務の級		手当額
一般職基本給表（一）	7級以上の級	4,100円
教育職基本給表	5級以上の級	
医療職基本給表	4級以上の級	
一般職基本給表（一）	6級、5級及び4級	3,100円
教育職基本給表	4級及び3級	
医療職基本給表	3級及び2級	
一般職基本給表（一）	3級	2,400円
教育職基本給表	2級	

医療職基本給表	1 級	
一般職基本給表 (一)	2 級	2,000円
教育職基本給表	1 級	
一般職基本給表 (一)	1 級	1,900円

(時間外勤務手当)

第33条 勤務時間等規程第7条の規定により所定の勤務日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）に業務上の必要により所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた職員には，所定の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して，勤務1時間につき，第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125（その勤務が深夜において行われた場合又はその勤務が1箇月当たり60時間を超えて行われた場合は，100分の150，その勤務が深夜において，1箇月当たり60時間を超えて行われた場合は，100分の175）を時間外勤務手当として支給する。ただし，第24条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員が深夜において勤務した場合には，その勤務1時間につき，第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を時間外勤務手当として支給する。

- 2 前項中「60時間を超えて行われた場合」とあるのは，前項に定める時間外勤務手当の支給対象となる勤務時間と次条に定める休日給の支給対象となる勤務時間を合算した時間が60時間を超えて行われた場合とする。

(休日給)

第34条 勤務時間等規程第7条の規定により同規程第10条に規定する休日（同規程第11条の規定により振替となった日を含む。）に業務上の必要により勤務することを命じられた職員には，勤務を命じられた全時間（同規程第11条の規定により，当該休日をあらかじめ当該週の勤務日に振り替えた場合は当該休日に勤務を命じられた全時間のうち，所定の勤務時間以外の時間に勤務した時間。）に対して，勤務1時間につき，第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が1箇月当たり60時間を超えて行われた場合は，100分の150，その勤務が深夜において行われた場合は100分の160，その勤務が1箇月当たり60時間を超えて行われた場合は，100分の175）を休日給として支給する。ただし，第24条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員が深夜において勤務した場合には，その勤務1時間につき，第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を時間外勤務手当として支給する。

- 2 前項の規定は，同規程第13条の規定を適用される職員にあっては，同条の規定により，休日と指定した日を休日とみなして適用するものとし，所定の勤務時間が，同規程第10条第3号から第5号に当たる日に割り振られた場合は，所定の勤務時間及びその日に勤務を命じられた全時間に対して，前項に規定する休日給を支給する。
- 3 前条第2項の規定は，休日給の支給に準用する。

(期末手当)

第35条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第37条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第23条第1項及び第2項第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員（第3項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条から第37条までにおいて同じ。）において職員が受けるべき基本給、基本給の調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する都市手当及び広域異動手当の月額の合計額に、次の表（1）に定める職員にあっては、基本給及び基本給の調整額並びにこれらに対する都市手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）（次の表（2）に定める職員のうち指定職基本給表の適用を受ける職員を除いた職員（以下「特定幹部職員」という。）及び指定職基本給表の適用を受ける職員にあっては、その額に基本給の月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額）を加算した額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5、指定職基本給表の適用を受ける職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の62.5、12月に支給する場合においては100分の77.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表（3）に定める割合を乗じて得た額とする。

表（1）

基本給表	職務の級	加算割合
指定職基本給表		100分の20
一般職基本給表（一）	8級以上	100分の20
	7級・6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5
一般職基本給表（二）	5級	100分の10
	4級・3級	100分の5
教育職基本給表	6級	100分の20
	5級	100分の15（別に定める職員にあっては100分の20）

	4級・3級	100分の10（職務の級4級の職員のうち別に定める職員にあつては100分の15）
	2級（別に定める職員に限る。）	100分の5
医療職基本給表	5級	100分の20
	4級・3級	100分の15（職務の級4級の職員のうち別に定める職員にあつては100分の20）
	2級	100分の10
	1級（別に定める職員に限る。）	100分の5

表（2）

基本給表	管理職手当の区分	職務の級	加算割合
指定職基本給表			100分の25
一般職基本給表 （一）	I種	7級以上	100分の25
	II種		100分の15
教育職基本給表	II種	5級	100分の15
医療職基本給表	II種	3級以上	100分の15

表（3）

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

3 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。

一 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

イ 無給休職者（就業規則第15条第1項第1号又は第3号から第5号までの規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

ロ 刑事休職者（就業規則第15条第1項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）

ハ 就業規則第40条第3号の規定により出勤停止とされた職員

ニ 育児休業等規程の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。）のうち、基準日以前6箇月以内の期間にお

いて勤務した期間がある職員以外の職員

ホ 介護休業等規程の規定により介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

二 基準日1月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる職員

イ その退職し、又は解雇された日において前号に該当する職員であった場合

ロ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）適用職員となった者

ハ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において国の機関、又は他の法人等の職員となった者（機構の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとしている法人等の職員に限る。）

4 前3項の規定にかかわらず、期末手当を不支給又は一時差止めとすることが適当と認められる事由のある職員については、これを不支給とし又は一時差止めとする。（勤勉手当）

第36条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第23条第1項及び第2項第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員（前条第3項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在において受けるべき基本給及び基本給の調整額並びにこれらに対する都市手当及び広域異動手当の月額合計額が、役職段階別加算額（特定幹部職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額）を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて次項で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する都市手当及び広域異動手当の月額合計額を加算した額に100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105、指定職基本給表の適用を受ける職員にあっては、100分92.5）を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50

2 箇月15日以上 3 箇月未満	100分の40
2 箇月以上 2 箇月15日未満	100分の30
1 箇月15日以上 2 箇月未満	100分の20
1 箇月以上 1 箇月15日未満	100分の15
15日以上 1 箇月未満	100分の10
15日未満	100分の 5
零	0

3 職員の勤勉手当の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の表のいずれに該当するかに応じ、表の割合の範囲内において定めるものとする。ただし、指定職基本給表の適用を受ける職員の勤勉手当の成績率は、在職期間における実績等を総合的に勘案し、100分の87.5以上100分の92.5以下の割合の範囲内において定めるものとする。

成績区分	成 績 率	
	職員区分 特定幹部職員以外の職員	特定幹部職員
勤務成績が特に優秀な職員	105/100以上170/100以下	131/100以上210/100以下
勤務成績が優秀な職員	93.5/100以上105/100未満	116.5/100以上131/100未満
勤務成績が良好な職員	82/100	102/100
勤務成績が良好でない職員	82/100未満	102/100未満

4 前条第3項の規定は、同項第1号中イ及びロを「休職者（就業規則第15条第1項の規定により休職にされている職員（第24条第1項の規定の適用を受ける者を除く。）をいう。）」に読み替えて勤勉手当の支給に準用する。

5 前条第4項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

（寒冷地手当）

第37条 寒冷地手当は、地域及び職員の世帯の区分に応じ、次の表に定める額を、当該地域に勤務する職員に対して支給する。

支給地域	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員（単身赴任手当を支給される職員で寒冷地に居住する扶養親族のないもの）	その他の世帯主である職員	
長野県北佐久郡	17,800円	10,200円	7,360円

（出向者の給与）

第38条 就業規則第14条及び情報・システム研究機構出向規程（以下「出向規程」という。）に基づき出向する職員の給与については、機構と出向機関との協議による

ものとする。

- 2 就業規則第14条及び情報・システム研究機構出向規程（以下「出向規程」という。）に基づき、機構の職員が国立大学法人等に出向し、かつ、当該職員の給与が出向先から支給される場合において、出向先の給与に関する基準が、機構の給与に関する基準を下回る場合には、出向規程の定めるところにより差額を支給するものとする。

（クロスアポイントメント制度適用者の給与）

第38条の2 情報・システム研究機構クロスアポイントメント制度に関する規程（以下「クロスアポイントメント規程」）に基づき、クロスアポイントメント制度を適用する職員の給与については、機構とクロスアポイントメント規程第2条第2項に定める機関との協議によるものとする。

第5章 雑則

（雑則）

第39条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年8月18日から施行する。

附 則

- 1 第27条第3項、第29条第3項及び第30条第1項の規定を適用する者は、就業規則第2条に規定する職員のうち、機構内での異動等により各規定に該当することとなる者のほか、情報・システム研究機構退職手当規程第11条第1項及び第2項の規定により、国等の機関から復帰した職員に対する退職手当の特例を適用する者、同規程第12条第2項の規定により、他の国立大学法人等の職員が引き続いて職員となったときに他の国立大学法人等における在職期間を通算する者及び同規程第15条の規定により、独立行政法人等役員として在職した後引き続いて職員となった者に対する退職手当に係る特例を適用する者に限る。
- 2 この規程は、平成16年12月10日から施行し、平成16年4月1日から適用する。ただし、第7条第1項の改正規定の第22条への適用については、施行日の翌月からとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年6月27日から施行し、平成16年11月1日から適用する。ただし、第7条中都市手当にかかる改正規定については、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。
- 3 切替日の前日において別表第1から別表第3までの基本給表の適用を受けていた職員の切替日における号（以下「新号」という。）は、次項及び附則第6項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号（以下「旧号」という。）及びその者が旧号を受けていた期間（別に定める職員にあっては、別に定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号とする。
- 4 附則第2項後段の規定により新級を決定される職員（次項に規定する職員を除く。）の新号は、新級、旧号及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号とする。
- 5 切替日の前日において指定職基本給表の適用を受けていた職員の新号は、旧号に対応する附則別表第4の新号欄に定める号とする。
- 6 切替日の前日において別表第1から別表第3までの基本給表に定める職務の級における最高の号を超える基本給月額を受けていた職員の切替日における号又は基本給月額は別に定める。
- 7 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 8 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額（平成21年12月1日において次の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける職員でその号が次の表の号欄に掲げる号以外の職員である者にあつては、当該基本給月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員（別に定める職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員を除く。）には、平成26年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年12月1日から施行した改正規程の附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を基本給として支給する。

基本給表	職務の級	号
------	------	---

一般職基本給表（一）	1 級	1 号から56号まで
	2 級	1 号から24号まで
	3 級	1 号から 8 号まで
一般職基本給表（二）	1 級	1 号から68号まで
	2 級	1 号から32号まで
教育職基本給表	1 級	1 号から44号まで
	2 級	1 号から32号まで
	3 級	1 号から12号まで

9 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による基本給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、基本給を支給する。

10 切替日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、基本給を支給する。

11 前3項の規定による基本給を支給される職員に関するこの規定の適用については、「基本給」とあるのは「基本給と前3項の規定による基本給の額との合計額」とする。

12 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げるこの規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第17条第2項	4号	3号
	3号	2号
第17条第3項	4号	3号
	3号	2号
	2号	1号

13 平成22年3月31日までの間における規程第27条第2項で定める割合は、附則別表第5のとおりとする。

14 前項までに定めるもののほか、この規程の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

平成18年4月1日から施行した改正規程の附則第8項中「別に定める職員」の下に「及び指定職基本給表の適用を受ける職員」を加える改正規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成20年3月31日までの間においては、改正後の第27条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

3 改正後の第27条の2の規定は、平成16年4月2日から平成19年3月31日までの間に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

附 則

1 この規程は、平成19年12月4日から施行し、平成19年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 国立極地研究所及び統計数理研究所の立川市への移転の日から7年間における規程第27条第2項で定める立川市の支給割合は、附則別表第6のとおりとする。ただし、同表における移転の日以降の採用者（国家公務員からの異動者等、必要と認められる者を除く。）の支給割合は、別表第8のとおりとする。

3 国立大学法人等との人事交流協定等に基づき採用した職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）において、当該異動後の都市手当の支給割合が異動の日の当日の交流元の国立大学法人等の都市手当（都市手当に相当する手当を含む。）の支給割合（以下「異動当日の交流元の支給割合」という。）に達しないこととなるときは、第27条第2項の規定にかかわらず、当該異動の日から人事交流期間満了（人事交流協定等に定める期間を延長した場合の期間を含む。）までの間、異動当日の交流元の支給割合（異動当日の交流元の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあつては、改定後の交流元の国立大学法人等の支給割合）とすることができる。

附 則

1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。

2 平成21年6月期に限り、改正後の第35条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、改正後の第36条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、「100分の85」とあるのは「100分の75」とする。

3 平成21年6月期に限り、改正後の第36条第3項で定める割合は、次の表のとおりと、同項但書中「100分の80以上100分の85以下」とあるのは「100分の70以上100分の75以下」とする。

		成 績 率	
成績区分	職員区分	特定幹部職員以外の職員	特定幹部職員
	勤務成績が特に優秀な職員		87/100以上140/100以下
勤務成績が優秀な職員		77/100以上87/100未満	94/100以上106/100未満
勤務成績が良好な職員		67/100	82/100
勤務成績が良好でない職員		67/100未満	82/100未満

附 則

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日から施行した改正規程の附則第8項を改正する規程は平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日から施行した改正規程の附則第8項を改正する規程は平成22年12月1日から施行する。
- 3 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号がその職務の級における最低の号でないものに限る。以下この項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日。平成22年4月1日前に55歳に達した職員で、本改正規程の施行の日において特定職員である者にあっては、同日。）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - 一 基本給月額 当該特定職員の基本給月額（当該特定職員が第22条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた基本給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の基本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級の最低の号の基本給月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号の基本給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項、次項及び附則第5項において「最低号に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の基本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号の基本給月額を減じた額（以下この項及び次項において「基本給月額減額基礎額」という。））
 - 二 都市手当 当該特定職員の基本給月額に対する都市手当の月額に100分の1.5

を乗じて得た額（最低号に達しない場合にあつては、基本給月額減額基礎額に対する都市手当の月額）

三 広域異動手当 前号を準用する。

四 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する都市手当及び広域異動手当の月額の合計額（第35条第2項に規定する役職段階別加算額の支給対象となる職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同項表（1）に定める加算割合を乗じて得た額（特定幹部職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員にあつては、その額に、基本給月額に同項表（2）に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第35条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額並びにこれに対する都市手当及び広域移動手当の月額の合計額（第35条第2項に規定する役職段階別加算額の支給対象となる職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同項表（1）に定める加算割合を乗じて得た額（特定幹部職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員にあつては、その額に、基本給月額減額基礎額に同項表（2）に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第35条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額）

五 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する都市手当及び広域異動手当の月額の合計額（第35条第2項に規定する役職段階別加算額の支給対象となる職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同項表（1）に定める加算割合を乗じて得た額（特定幹部職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員にあつては、その額に、基本給月額に同項表（2）に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第36条第2項及び第3項に規定する割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額並びにこれに対する都市手当及び広域移動手当の月額の合計額（第35条第2項に規定する役職段階別加算額の支給対象となる職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同項表（1）に定める加算割合を乗じて得た額（特定幹部職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員にあつては、その額に、基本給月額減額基礎額に同項表（2）に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第36条第2項及び第3項に規定する割合を乗じて得た額。附則第5項において「勤勉手当減額基礎額」という。）

六 第20条第1項から第7項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 第20条第1項 前各号に定める額
- ロ 第20条第2項又は第3項 第1号及び第3号から第5号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
- ハ 第20条第4項 第1号及び第3号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ニ 第20条第5項、第6項又は第7項 第1号及び第3号から第5号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

基本給表	職務の級
一般職基本給表(一)	6級
教育職基本給表	5級

- 4 前項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第22条、第33条及び第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第7条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から基本給月額並びにこれに対する都市手当及び広域異動手当の月額の合計額を当該年度の一月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号に達しない場合にあつては、基本給月額減額基礎額並びにこれに対する都市手当及び広域異動手当の月額の合計額を当該年度の一月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 5 附則第3項の規定が適用される間、第36条第2項に定める勤勉手当の総額は、同項の規定に係らず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で附則第3項の規定により給与が減額されて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.125（特定幹部職員にあつては、100分の1.425）を乗じて得た額（最低号に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の75（特定幹部職員にあつては、100分の95）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。
- 6 附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第24条第2項に定める額は、100分の98.5を乗じて得た額とする。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年12月1日から施行した改正規程の附則第5項を改正する規程は平成23年4月1日から施行する。
- 3 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（職務の級の最高の号を受けるもの及び指定職基本給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において第17条により昇給した職員（同日における昇給の号数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要と認められるものとして別に定める職員の平成23年4月1日における号は、この項の適用がないものとした場合に受けることとなる号の1号上位の号とする。
- 4 前項に規定するもののほか、号の調整に関し必要な事項は、給与法の適用を受け

る国家公務員の例による。

- 5 改正規程の施行日の前日から引き続き、結核性疾患による病気休暇等により勤務しない職員にあっては、第22条第2項に定める基本給及び基本給の調整額の半減までの期間を1年とする。

附 則

- 1 この規程は、平成23年8月1日から施行する。
- 2 改正後の第20条第3項の規定に関わらず、改正規則の施行日の前日までの休職の期間は、同条に規定する同一又は同種疾病による休職が断続的に行われた期間に算入しないものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日から施行した改正規程の附則第8項を改正する規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 3 平成24年4月1日において36歳に満たない職員（その職務の級における最高の号を受けるものを除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第17条の規定により昇給した職員（同日における昇給の号数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要と認められるものとして別に定める職員の平成24年4月1日における号は、この項の適用がないものとした場合に受けることとなる号の1号上位の号とし、30歳に満たない職員（その職務の級における最高の号を受けるものを除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第17条の規定により昇給した職員（同日における昇給の号数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要と認められるものとして別に定める職員の平成24年4月1日における号は、この項の適用がないものとした場合に受けることとなる号の2号上位の号とする。
- 4 前項に規定するもののほか、号の調整に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年4月1日において31歳以上37歳未満の職員（その職務の級における最高の号を受けるものを除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第17条の規定により2回以上昇給した職員（同日における昇給の号数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）、37歳以上39歳未満の職員（その職務の級における最高の号を受けるものを除く。）のうち、平成19年1月1日において第17条の規定により昇給した職員及びその他当該職員との権衡上必要と認められるものとして別に定める職員の平成25年4月1日における号は、この項の適用がないものとした場合に受けることとなる号の1号上位の号

とする。

- 3 前項に規定するもののほか、号の調整に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例による。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年4月1日において38歳未満の職員（その職務の級における最高の号を受けるものを除く。以下この項において同じ。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれにおいても第17条の規定により昇給した職員、38歳以上40歳未満の職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日に2以上において第17条の規定により昇給した職員、40歳以上45歳未満の職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれかにおいて第17条の規定により昇給した職員及びその他当該職員との権衡上必要と認められるものとして別に定める職員の平成26年4月1日における号は、この項の適用がないものとした場合に受けることとなる号の1号上位の号とする。
- 3 前項に規定するもののほか、号の調整に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。
- 2 平成27年1月1日の昇給に限り、第17条第2項中「4号（一般職基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの、医療職基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるものにあつては、3号）」とあるのは「3号（一般職基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの、医療職基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるものにあつては、2号）」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成22年12月1日から施行した改正規程の附則第3項を改正する規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 3 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の切替日における号については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができ

- る。
- 4 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなるもの（別に定める職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年12月1日から施行した改正規程の附則第3項の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を基本給として支給する。
 - 5 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、基本給を支給する。
 - 6 切替日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、基本給を支給する。
 - 7 前3項の規定による基本給を支給される職員に関するこの規定の適用については、「基本給」とあるのは「基本給と前3項の規定による基本給の額との合計額」とする。
 - 8 切替日から平成28年1月31日までの間における改正後の第27条第2項で定める支給割合は、附則別表第7のとおりとする。
 - 9 切替日から平成28年3月31日までの間における改正後の第30条第2項で定める月額は、附則別表第8第1表に掲げる額（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、交通距離の区分に応じて第2表に定める額を加算した額）とする。
 - 10 切替日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る改正後の第27条の2第1項の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。
 - 11 切替日前に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る改正後の第27条の2第1項の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「10

0分の3」とする。

- 12 前項までに定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年2月1日から施行する。
- 2 平成27年4月1日から施行した改正規程の附則第8項を改正する規程は、平成28年2月1日から施行する。
- 3 平成27年4月1日から施行した改正規程の附則第9項を改正する規程は、平成28年2月1日から施行する。
- 4 平成28年2月1日から平成28年3月31日までの間における改正後の第27条第2項で定める支給割合は、附則別表第9のとおりとする。

附 則

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間における改正後の第26条第2項で定める支給額は、附則別表第10のとおりとする。

附 則

この規程は、平成29年4月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則別表第1（職務の級の切替表）

基本給表	旧級	新級
一般職基本給表（一）	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
	10級	
一般職基本給表（二）	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	
	5級	4級
	6級	5級
医療職基本給表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級
		5級
教育職基本給表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級
	5級	5級
		6級

附則別表第2（職務の号の切替表）

一般職基本給表（一）の適用を受ける職員の新号

旧号	経過期間	旧級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2

7	6 月以上 9 月未滿	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9 月以上 12 月未滿	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12 月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3 月未滿	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3 月以上 6 月未滿	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6 月以上 9 月未滿	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9 月以上 12 月未滿	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12 月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3 月未滿	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3 月以上 6 月未滿	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6 月以上 9 月未滿	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9 月以上 12 月未滿	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12 月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3 月未滿	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未滿	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未滿	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9 月以上 12 月未滿	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12 月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3 月未滿	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3 月以上 6 月未滿	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6 月以上 9 月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9 月以上 12 月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12 月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3 月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3 月以上 6 月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6 月以上 9 月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9 月以上 12 月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12 月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3 月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3 月以上 6 月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6 月以上 9 月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9 月以上 12 月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12 月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3 月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31

	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未滿		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未滿		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未滿		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未滿		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未滿			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未滿			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未滿			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未滿			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未滿			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未滿			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未滿			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未滿			84	64	88	76	72	68		

	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未満			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未満			89	67	93	81				
	3月以上6月未満			90	67	94	82				
	6月以上9月未満			91	68	95	83				
	9月以上12月未満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未満			93	69	97	85				
	3月以上6月未満			94	70	98	86				
	6月以上9月未満			95	71	99	87				
	9月以上12月未満			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未満			97	73	101					
	3月以上6月未満			98	73	102					
	6月以上9月未満			99	74	103					
	9月以上12月未満			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未満			101	75	105					
	3月以上6月未満			102	75	106					
	6月以上9月未満			103	76	107					
	9月以上12月未満			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未満			105	77						
	3月以上6月未満			106	78						
	6月以上9月未満			107	79						
	9月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未満			109	81						
	3月以上6月未満			110	82						
	6月以上9月未満			111	83						
	9月以上12月未満			112	84						
	12月以上			113	85						

29	3月未満			113							
	3月以上6月未満			114							
	6月以上9月未満			115							
	9月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
30	3月未満			117							
	3月以上6月未満			118							
	6月以上9月未満			119							
	9月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
31	3月未満			121							
	3月以上6月未満			122							
	6月以上9月未満			123							
	9月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
32	3月未満			125							
	3月以上6月未満			125							
	6月以上9月未満			125							
	9月以上12月未満			125							
	12月以上			125							

一般職基本給表（二）の適用を受ける職員の新号

旧号	旧級		1級	2級	3級	4級	5級	6級
	経過期間							
1	3月未満			1	1	5	1	1
	3月以上6月未満			1	1	6	1	1
	6月以上9月未満			1	1	7	1	1
	9月以上12月未満			1	1	8	1	1
	12月以上			1	1	9	1	1
2	3月未満		1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満		2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満		3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満		4	4	1	12	1	1
	12月以上		5	5	1	13	1	1
3	3月未満		5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満		6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満		7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満		8	8	4	16	1	1
	12月以上		9	9	5	17	1	1
4	3月未満		9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満		10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満		11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満		12	12	8	20	1	1
	12月以上		13	13	9	21	1	1
5	3月未満		13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満		14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満		15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満		16	16	12	24	4	1
	12月以上		17	17	13	25	5	1
6	3月未満		17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満		18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満		19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満		20	20	16	28	8	4
	12月以上		21	21	17	29	9	5
7	3月未満		21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満		22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未満		23	23	19	31	11	7

	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未満	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未満	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月未満	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未満	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未満	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未満	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
12	3月未満	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未満	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未満	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未満	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未満	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未満	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未満	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未満	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未満	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未満	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月未満	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未満	52	52	48	60	40	36

	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未満	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未満	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月未満	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未満	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未満	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月未満	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月未満	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未満	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未満	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未満	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月未満	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未満	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未満	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未満	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月未満	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未満	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未満	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未満	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月未満	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未満	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未満	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未満	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未満	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未満	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未満	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未満	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未満	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未満	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65

22	3月未満	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未満	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未満	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未満	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
23	3月未満	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未満	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未満	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未満	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未満	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未満	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未満	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未満	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未満	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未満	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未満	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未満	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未満	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未満	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未満	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未満	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未満	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未満	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未満	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未満	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未満	105	105	87	113		
	3月以上6月未満	106	106	87	114		
	6月以上9月未満	107	107	88	115		
	9月以上12月未満	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
	3月未満	109	109	89	117		

29	3月以上6月未満	110	110	90	118		
	6月以上9月未満	111	111	91	119		
	9月以上12月未満	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3月未満	113	113	93	121		
	3月以上6月未満	114	114	93	122		
	6月以上9月未満	115	115	94	123		
	9月以上12月未満	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月未満	117	117	95	125		
	3月以上6月未満	118	118	95	126		
	6月以上9月未満	119	119	96	127		
	9月以上12月未満	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月未満	121	121				
	3月以上6月未満	121	122				
	6月以上9月未満	121	123				
	9月以上12月未満	121	124				
	12月以上	121	125				
33	3月未満		125				
	3月以上6月未満		126				
	6月以上9月未満		127				
	9月以上12月未満		128				
	12月以上		129				

医療職基本給表の適用を受ける職員の新号

旧号	旧級			
	経過期間	1級	2級	3級
1	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
2	3月未満	1	1	1
	3月以上6月未満	2	1	1
	6月以上9月未満	3	1	1
	9月以上12月未満	4	1	1
	12月以上	5	1	1
3	3月未満	5	1	1
	3月以上6月未満	6	2	1
	6月以上9月未満	7	3	1
	9月以上12月未満	8	4	1
	12月以上	9	5	1
4	3月未満	9	5	1
	3月以上6月未満	10	6	1
	6月以上9月未満	11	7	1
	9月以上12月未満	12	8	1
	12月以上	13	9	1
5	3月未満	13	9	1
	3月以上6月未満	14	10	2
	6月以上9月未満	15	11	3
	9月以上12月未満	16	12	4
	12月以上	17	13	5
6	3月未満	17	13	5
	3月以上6月未満	18	14	6
	6月以上9月未満	19	15	7
	9月以上12月未満	20	16	8
	12月以上	21	17	9
7	3月未満	21	17	9
	3月以上6月未満	22	18	10
	6月以上9月未満	23	19	11

	9月以上12月未滿	24	20	12
	12月以上	25	21	13
8	3月未滿	25	21	13
	3月以上6月未滿	26	22	14
	6月以上9月未滿	27	23	15
	9月以上12月未滿	28	24	16
	12月以上	29	25	17
9	3月未滿	29	25	17
	3月以上6月未滿	30	26	18
	6月以上9月未滿	31	27	19
	9月以上12月未滿	32	28	20
	12月以上	33	29	21
10	3月未滿	33	29	21
	3月以上6月未滿	34	30	22
	6月以上9月未滿	35	31	23
	9月以上12月未滿	36	32	24
	12月以上	37	33	25
11	3月未滿	37	33	25
	3月以上6月未滿	38	34	26
	6月以上9月未滿	39	35	27
	9月以上12月未滿	40	36	28
	12月以上	41	37	29
12	3月未滿	41	37	29
	3月以上6月未滿	42	38	30
	6月以上9月未滿	43	39	31
	9月以上12月未滿	44	40	32
	12月以上	45	41	33
13	3月未滿	45	41	33
	3月以上6月未滿	46	42	34
	6月以上9月未滿	47	43	35
	9月以上12月未滿	48	44	36
	12月以上	49	45	37
14	3月未滿	49	45	37
	3月以上6月未滿	50	46	38
	6月以上9月未滿	51	47	39
	9月以上12月未滿	52	48	40

	12月以上	53	49	41
15	3月未満	53	49	41
	3月以上6月未満	54	50	42
	6月以上9月未満	55	51	43
	9月以上12月未満	56	52	44
	12月以上	57	53	45
16	3月未満	57	53	45
	3月以上6月未満	58	54	46
	6月以上9月未満	59	55	47
	9月以上12月未満	60	56	48
	12月以上	61	57	49
17	3月未満	61	57	49
	3月以上6月未満	62	58	50
	6月以上9月未満	63	59	51
	9月以上12月未満	64	60	52
	12月以上	65	61	53
18	3月未満	65	61	53
	3月以上6月未満	65	62	54
	6月以上9月未満	65	63	55
	9月以上12月未満	65	64	56
	12月以上	65	65	57
19	3月未満		65	57
	3月以上6月未満		66	58
	6月以上9月未満		67	59
	9月以上12月未満		68	60
	12月以上		69	61
20	3月未満		69	61
	3月以上6月未満		70	62
	6月以上9月未満		71	63
	9月以上12月未満		72	64
	12月以上		73	65
21	3月未満		73	65
	3月以上6月未満		74	66
	6月以上9月未満		75	67
	9月以上12月未満		76	68
	12月以上		77	69

22	3月未満		77	69
	3月以上6月未満		78	70
	6月以上9月未満		79	71
	9月以上12月未満		80	72
	12月以上		81	73
23	3月未満		81	73
	3月以上6月未満		82	74
	6月以上9月未満		83	75
	9月以上12月未満		84	76
	12月以上		85	77
24	3月未満		85	77
	3月以上6月未満		86	78
	6月以上9月未満		87	79
	9月以上12月未満		88	80
	12月以上		89	81

教育職基本給表の適用を受ける職員の新号

旧号	旧級	2級	3級	4級
	経過期間			
1	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
2	3月未満	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1
	6月以上9月未満	3	3	1
	9月以上12月未満	4	4	1
	12月以上	5	5	1
3	3月未満	5	5	1
	3月以上6月未満	6	6	1
	6月以上9月未満	7	7	1
	9月以上12月未満	8	8	1
	12月以上	9	9	1
4	3月未満	9	9	1
	3月以上6月未満	10	10	2
	6月以上9月未満	11	11	3
	9月以上12月未満	12	12	4
	12月以上	13	13	5
5	3月未満	13	13	5
	3月以上6月未満	14	14	6
	6月以上9月未満	15	15	7
	9月以上12月未満	16	16	8
	12月以上	17	17	9
6	3月未満	17	17	9
	3月以上6月未満	18	18	10
	6月以上9月未満	19	19	11
	9月以上12月未満	20	20	12
	12月以上	21	21	13
7	3月未満	21	21	13
	3月以上6月未満	22	22	14
	6月以上9月未満	23	23	15

	9月以上12月未滿	24	24	16
	12月以上	25	25	17
8	3月未滿	25	25	17
	3月以上6月未滿	26	26	18
	6月以上9月未滿	27	27	19
	9月以上12月未滿	28	28	20
	12月以上	29	29	21
9	3月未滿	29	29	21
	3月以上6月未滿	30	30	22
	6月以上9月未滿	31	31	23
	9月以上12月未滿	32	32	24
	12月以上	33	33	25
10	3月未滿	33	33	25
	3月以上6月未滿	34	34	26
	6月以上9月未滿	35	35	27
	9月以上12月未滿	36	36	28
	12月以上	37	37	29
11	3月未滿	37	37	29
	3月以上6月未滿	38	38	30
	6月以上9月未滿	39	39	31
	9月以上12月未滿	40	40	32
	12月以上	41	41	33
12	3月未滿	41	41	33
	3月以上6月未滿	42	42	34
	6月以上9月未滿	43	43	35
	9月以上12月未滿	44	44	36
	12月以上	45	45	37
13	3月未滿	45	45	37
	3月以上6月未滿	46	46	38
	6月以上9月未滿	47	47	39
	9月以上12月未滿	48	48	40
	12月以上	49	49	41
14	3月未滿	49	49	41
	3月以上6月未滿	50	50	42
	6月以上9月未滿	51	51	43
	9月以上12月未滿	52	52	44

	12月以上	53	53	45
15	3月未満	53	53	45
	3月以上6月未満	54	54	46
	6月以上9月未満	55	55	47
	9月以上12月未満	56	56	48
	12月以上	57	57	49
16	3月未満	57	57	49
	3月以上6月未満	58	58	50
	6月以上9月未満	59	59	51
	9月以上12月未満	60	60	52
	12月以上	61	61	53
17	3月未満	61	61	53
	3月以上6月未満	62	62	54
	6月以上9月未満	63	63	55
	9月以上12月未満	64	64	56
	12月以上	65	65	57
18	3月未満	65	65	57
	3月以上6月未満	66	66	58
	6月以上9月未満	67	67	59
	9月以上12月未満	68	68	60
	12月以上	69	69	61
19	3月未満	69	69	61
	3月以上6月未満	70	70	62
	6月以上9月未満	71	71	63
	9月以上12月未満	72	72	64
	12月以上	73	73	65
20	3月未満	73	73	65
	3月以上6月未満	74	74	66
	6月以上9月未満	75	75	67
	9月以上12月未満	76	76	68
	12月以上	77	77	69
21	3月未満	77	77	69
	3月以上6月未満	78	78	70
	6月以上9月未満	79	79	71
	9月以上12月未満	80	80	72
	12月以上	81	81	73

22	3月未滿	81	81	73
	3月以上6月未滿	82	82	74
	6月以上9月未滿	83	83	75
	9月以上12月未滿	84	84	76
	12月以上	85	85	77
23	3月未滿	85	85	77
	3月以上6月未滿	86	86	78
	6月以上9月未滿	87	87	79
	9月以上12月未滿	88	88	80
	12月以上	89	89	81
24	3月未滿	89	89	81
	3月以上6月未滿	90	90	82
	6月以上9月未滿	91	91	83
	9月以上12月未滿	92	92	84
	12月以上	93	93	85
25	3月未滿	93	93	85
	3月以上6月未滿	94	94	86
	6月以上9月未滿	95	95	87
	9月以上12月未滿	96	96	88
	12月以上	97	97	89
26	3月未滿	97	97	89
	3月以上6月未滿	98	98	90
	6月以上9月未滿	99	99	91
	9月以上12月未滿	100	100	92
	12月以上	101	101	93
27	3月未滿	101	101	
	3月以上6月未滿	102	102	
	6月以上9月未滿	103	103	
	9月以上12月未滿	104	104	
	12月以上	105	105	
28	3月未滿	105	105	
	3月以上6月未滿	106	106	
	6月以上9月未滿	107	107	
	9月以上12月未滿	108	108	
	12月以上	109	109	
	3月未滿	109		

29	3月以上6月未満	110		
	6月以上9月未満	111		
	9月以上12月未満	112		
	12月以上	113		
30	3月未満	113		
	3月以上6月未満	114		
	6月以上9月未満	115		
	9月以上12月未満	116		
	12月以上	117		
31	3月未満	117		
	3月以上6月未満	118		
	6月以上9月未満	119		
	9月以上12月未満	120		
	12月以上	121		
32	3月未満	121		
	3月以上6月未満	122		
	6月以上9月未満	123		
	9月以上12月未満	124		
	12月以上	125		
33	3月未満	125		
	3月以上6月未満	126		
	6月以上9月未満	127		
	9月以上12月未満	128		
	12月以上	129		
34	3月未満	129		
	3月以上6月未満	130		
	6月以上9月未満	131		
	9月以上12月未満	132		
	12月以上	133		

附則別表第3（職務の号の切替表）

旧級が一般職基本給表（一）の11級である職員の新号

旧号	新級		
	経過期間		
1	3月未満	9級	10級
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1

7	6 月以上 9 月未満	3	1
	9 月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3 月未満	5	1
	3 月以上 6 月未満	6	1
	6 月以上 9 月未満	7	1
	9 月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3 月未満	9	1
	3 月以上 6 月未満	10	1
	6 月以上 9 月未満	11	1
	9 月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3 月未満	13	1
	3 月以上 6 月未満	14	1
	6 月以上 9 月未満	15	1
	9 月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3 月未満	17	1
	3 月以上 6 月未満	18	1
	6 月以上 9 月未満	19	1
	9 月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3 月未満	21	1
	3 月以上 6 月未満	22	2
	6 月以上 9 月未満	23	3
	9 月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
13	3 月未満	25	5
	3 月以上 6 月未満	26	6
	6 月以上 9 月未満	27	7
	9 月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
14	3 月未満	29	9
	3 月以上 6 月未満	30	10
	6 月以上 9 月未満	31	11

	9月以上12月未滿	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未滿	33	13
	3月以上6月未滿	34	13
	6月以上9月未滿	35	13
	9月以上12月未滿	36	14
	12月以上	37	14

旧級が医療職基本給表の4級である職員の新号

旧号	新級	4級	5級
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1

	9月以上12月未滿	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未滿	5	1
	3月以上6月未滿	6	1
	6月以上9月未滿	7	1
	9月以上12月未滿	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未滿	9	1
	3月以上6月未滿	10	1
	6月以上9月未滿	11	1
	9月以上12月未滿	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未滿	13	1
	3月以上6月未滿	14	1
	6月以上9月未滿	15	1
	9月以上12月未滿	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未滿	17	1
	3月以上6月未滿	18	1
	6月以上9月未滿	19	1
	9月以上12月未滿	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未滿	21	1
	3月以上6月未滿	22	1
	6月以上9月未滿	23	1
	9月以上12月未滿	24	1
	12月以上	25	1
13	3月未滿	25	1
	3月以上6月未滿	26	1
	6月以上9月未滿	27	1
	9月以上12月未滿	28	1
	12月以上	29	1
14	3月未滿	29	1
	3月以上6月未滿	30	1
	6月以上9月未滿	31	1
	9月以上12月未滿	32	1

	12月以上	33	1
15	3月未満	33	1
	3月以上6月未満	34	1
	6月以上9月未満	35	1
	9月以上12月未満	36	1
	12月以上	37	1
16	3月未満	37	1
	3月以上6月未満	38	1
	6月以上9月未満	39	1
	9月以上12月未満	40	1
	12月以上	41	1
17	3月未満	41	1
	3月以上6月未満	42	1
	6月以上9月未満	43	1
	9月以上12月未満	44	1
	12月以上	45	1
18	3月未満	45	1
	3月以上6月未満	46	2
	6月以上9月未満	47	3
	9月以上12月未満	48	4
	12月以上	49	5
19	3月未満	49	5
	3月以上6月未満	50	6
	6月以上9月未満	51	7
	9月以上12月未満	52	8
	12月以上	53	9
20	3月未満	53	9
	3月以上6月未満	54	9
	6月以上9月未満	55	10
	9月以上12月未満	56	10
	12月以上	57	11

旧級が教育職基本給表の5級である職員の新号

旧号	新級	5 級	6 級
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
7	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1

	9月以上12月未滿	8	1
	12月以上	9	1
8	3月未滿	9	1
	3月以上6月未滿	10	1
	6月以上9月未滿	11	1
	9月以上12月未滿	12	1
	12月以上	13	1
9	3月未滿	13	1
	3月以上6月未滿	14	1
	6月以上9月未滿	15	1
	9月以上12月未滿	16	1
	12月以上	17	1
10	3月未滿	17	1
	3月以上6月未滿	18	1
	6月以上9月未滿	19	1
	9月以上12月未滿	20	1
	12月以上	21	1
11	3月未滿	21	1
	3月以上6月未滿	22	1
	6月以上9月未滿	23	1
	9月以上12月未滿	24	1
	12月以上	25	1
12	3月未滿	25	1
	3月以上6月未滿	26	1
	6月以上9月未滿	27	1
	9月以上12月未滿	28	1
	12月以上	29	1
13	3月未滿	29	1
	3月以上6月未滿	30	1
	6月以上9月未滿	31	1
	9月以上12月未滿	32	1
	12月以上	33	1
14	3月未滿	33	1
	3月以上6月未滿	34	1
	6月以上9月未滿	35	1
	9月以上12月未滿	36	1

	12月以上	37	1
15	3月未滿	37	1
	3月以上6月未滿	38	1
	6月以上9月未滿	39	1
	9月以上12月未滿	40	1
	12月以上	41	1
16	3月未滿	41	1
	3月以上6月未滿	42	1
	6月以上9月未滿	43	1
	9月以上12月未滿	44	1
	12月以上	45	1
17	3月未滿	45	1
	3月以上6月未滿	46	1
	6月以上9月未滿	47	1
	9月以上12月未滿	48	1
	12月以上	49	1
18	3月未滿	49	1
	3月以上6月未滿	50	1
	6月以上9月未滿	51	1
	9月以上12月未滿	52	1
	12月以上	53	1
19	3月未滿	53	1
	3月以上6月未滿	54	1
	6月以上9月未滿	55	1
	9月以上12月未滿	56	1
	12月以上	57	1
20	3月未滿	57	1
	3月以上6月未滿	58	2
	6月以上9月未滿	59	3
	9月以上12月未滿	60	4
	12月以上	61	5
21	3月未滿	61	5
	3月以上6月未滿	62	6
	6月以上9月未滿	63	7
	9月以上12月未滿	64	8
	12月以上	65	9

22	3月未満	65	9
	3月以上6月未満	66	9
	6月以上9月未満	67	10
	9月以上12月未満	68	10
	12月以上	69	11
23	3月未満	69	11
	3月以上6月未満	70	11
	6月以上9月未満	71	12
	9月以上12月未満	72	12
	12月以上	73	13

附則別表第4（職務の号の切替表）

旧号	新号
1から4まで	1
5	2
6	3
7	4
8	5
9	6
10	7
11	8

附則別表第5

都道府県	支給地域	支給割合
東京都	特別区	100分の17
	立川市	100分の12
千葉県	千葉市	100分の10
静岡県	三島市	100分の4

附則別表第6

期間の区分	支給地域	支給割合
移転の日から3年に達する日まで	東京都立川市	100分の17
移転の日から3年を超え4年に達する日まで		100分の16
移転の日から4年を超え5年に達する日まで		100分の15
移転の日から5年を超え6年に達する日まで		100分の14
移転の日から6年を超え7年に達する日まで		100分の13

附則別表第7

都道府県	支給地域	支給割合
東京都	特別区	100分の18
千葉県	千葉市	100分の11

附則別表第8 第1表

月額
26,000円

第2表

交通距離	加算額
100km以上300km未満	6,000円
300km以上500km未満	13,000円
500km以上700km未満	20,000円
700km以上900km未満	26,000円
900km以上1,100km未満	33,000円
1,100km以上1,300km未満	38,000円
1,300km以上1,500km未満	43,000円
1,500km以上2,000km未満	48,000円
2,000km以上2,500km未満	53,000円
2,500km以上	58,000円

附則別表第9

都道府県	支給地域	支給割合
東京都	特別区	100分の18.5
千葉県	千葉市	100分の12

附則別表第10

扶養親族		平成29年度	平成30年度	平成31年度
満22歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子		8,000	10,000	10,000
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	下記以外の職員の場合	10,000	6,500	6,500
	一般職(一)8級及び教育職5級の職員の場合	10,000	6,500	3,500
	一般職(一)9級以上の職員の場合	10,000	6,500	3,500

<ul style="list-style-type: none"> ・ 満60歳以上の父母及び祖父母 ・ 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹及び孫 ・ 重度心身障害者 	下記以外の職員の場合	6,500	6,500	6,500
	一般職(一)8級及び教育職5級の職員の場合	6,500	6,500	3,500
	一般職(一)9級以上の職員の場合	6,500	6,500	3,500
職員に配偶者が無い場合の扶養親族(子1人のみ)		10,000	上記の子の額	
職員に配偶者並びに扶養親族となる子が無い場合の扶養親族(父母等1人のみ)		9,000	上記の父母等の額	

別表第1（第11条関係）

イ 一般職基本給表（一）

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600	520,900
2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700	523,800
3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700	526,900
4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700	530,000
5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700	533,100
6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700	535,400
7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700	537,900
8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800	540,300
9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500	542,700
10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600	544,500
11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600	546,300
12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700	548,200
13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400	549,900
14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700	551,300
15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000	552,600
16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300	553,700
17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400	555,000
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800	556,000
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300	556,900
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700	557,800
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900	558,700
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300	
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800	
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300	
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400	
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500	
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700	
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900	
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900	
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800	
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700	

32	190, 100	241, 100	278, 700	323, 300	350, 700	379, 500	425, 300	460, 700	520, 600
33	191, 700	242, 400	280, 400	324, 700	352, 600	381, 300	426, 500	461, 400	521, 400
34	193, 200	243, 600	282, 300	326, 700	354, 400	382, 700	427, 800	462, 200	522, 300
35	194, 700	244, 800	284, 100	328, 600	356, 200	384, 200	429, 100	462, 900	523, 000
36	196, 200	246, 100	286, 000	330, 700	357, 900	385, 800	430, 300	463, 500	523, 500
37	197, 500	247, 000	287, 600	332, 600	359, 300	387, 200	431, 500	464, 000	524, 200
38	198, 800	248, 400	289, 300	334, 500	360, 600	388, 400	432, 300	464, 600	524, 800
39	200, 100	249, 800	291, 100	336, 500	362, 000	389, 600	433, 100	465, 200	525, 600
40	201, 400	251, 300	292, 900	338, 400	363, 400	390, 700	433, 900	465, 800	526, 200
41	202, 700	252, 700	294, 600	340, 300	364, 700	391, 800	434, 500	466, 300	526, 700
42	204, 000	254, 100	296, 300	342, 200	365, 600	393, 000	435, 200	466, 800	
43	205, 300	255, 500	297, 900	344, 000	366, 700	394, 200	435, 900	467, 200	
44	206, 600	256, 800	299, 500	345, 900	367, 800	395, 300	436, 600	467, 500	
45	207, 800	258, 000	301, 200	347, 400	368, 600	396, 000	437, 400	467, 800	
46	209, 100	259, 300	302, 900	348, 800	369, 500	396, 700	438, 200		
47	210, 400	260, 700	304, 500	350, 300	370, 400	397, 400	438, 600		
48	211, 700	262, 000	306, 200	351, 800	371, 300	398, 100	439, 300		
49	212, 800	263, 300	307, 300	353, 400	372, 200	398, 700	439, 800		
50	213, 900	264, 400	308, 800	354, 200	373, 000	399, 300	440, 200		
51	214, 900	265, 700	310, 300	355, 400	373, 800	399, 800	440, 600		
52	216, 000	267, 000	311, 900	356, 400	374, 600	400, 200	441, 000		
53	217, 100	268, 000	313, 500	357, 300	375, 300	400, 600	441, 400		
54	218, 100	269, 100	315, 100	358, 400	376, 000	400, 900	441, 800		
55	219, 000	270, 400	316, 700	359, 300	376, 700	401, 200	442, 200		
56	220, 000	271, 700	318, 200	360, 400	377, 400	401, 500	442, 500		
57	220, 600	272, 800	319, 700	361, 300	377, 900	401, 800	442, 800		
58	221, 500	273, 800	320, 900	362, 000	378, 500	402, 100	443, 200		
59	222, 300	274, 800	322, 100	362, 700	379, 100	402, 400	443, 500		
60	223, 200	275, 900	323, 300	363, 400	379, 800	402, 700	443, 800		
61	223, 900	277, 100	324, 000	363, 800	380, 200	403, 000	444, 100		
62	224, 900	278, 100	324, 900	364, 400	380, 900	403, 300			
63	225, 700	279, 000	325, 700	365, 100	381, 500	403, 600			
64	226, 600	280, 000	326, 500	365, 800	382, 100	403, 900			
65	227, 300	280, 700	327, 400	366, 100	382, 500	404, 200			
66	228, 100	281, 600	327, 800	366, 800	383, 100	404, 500			
67	229, 000	282, 300	328, 500	367, 500	383, 700	404, 800			
68	230, 100	283, 200	329, 300	368, 200	384, 300	405, 100			

69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300				
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600				
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900				
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200				
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400				
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700				
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000				
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200				
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400				
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700				
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000				
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200				
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400				
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700				
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000				
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200				
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400				
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500					
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800					
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000					
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200					
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500					
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800					
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000					
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200					
94		294,000	341,800							
95		294,400	342,300							
96		294,800	342,700							
97		295,000	342,800							
98		295,300	343,300							
99		295,700	343,700							
100		296,100	344,000							
101		296,300	344,300							
102		296,600	344,700							
103		297,000	345,100							
104		297,300	345,500							
105		297,500	346,000							

106	297,800	346,400						
107	298,200	346,800						
108	298,500	347,200						
109	298,700	347,700						
110	299,100	348,100						
111	299,500	348,400						
112	299,800	348,700						
113	299,900	349,200						
114	300,200							
115	300,500							
116	300,900							
117	301,100							
118	301,300							
119	301,600							
120	301,900							
121	302,300							
122	302,500							
123	302,800							
124	303,100							
125	303,400							

ロ 一般職基本給表（二）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	127,900	179,200	200,900	248,200	277,500
2	128,800	180,700	202,300	249,400	279,400
3	129,800	182,200	203,700	250,500	281,200
4	130,700	183,700	205,000	251,700	283,000
5	131,700	185,000	206,300	252,600	284,800
6	132,700	186,500	207,700	253,900	286,600
7	133,700	187,900	209,100	255,000	288,300
8	134,700	189,300	210,500	256,200	290,100
9	135,500	190,700	211,900	257,300	291,800
10	136,500	191,900	213,500	258,400	293,600
11	137,500	193,200	215,100	259,600	295,300
12	138,600	194,300	216,500	260,800	297,100
13	139,400	195,500	217,800	261,800	298,600
14	140,400	196,600	219,300	262,900	300,300
15	141,400	197,700	220,800	263,900	301,900
16	142,400	198,800	222,100	264,900	303,400
17	143,500	199,900	223,100	266,000	305,000
18	144,700	201,000	223,900	267,200	306,600
19	145,900	202,000	224,800	268,300	308,300
20	147,100	203,000	225,800	269,200	310,000
21	148,200	204,000	226,700	270,200	311,200
22	149,400	205,100	228,200	271,300	312,600
23	150,600	206,200	229,500	272,400	314,000
24	151,800	207,200	230,600	273,400	315,500
25	153,000	208,100	232,100	274,400	316,800
26	154,500	209,000	233,400	275,500	318,300
27	156,000	209,700	234,700	276,600	319,700
28	157,500	210,600	236,000	277,700	321,100
29	158,900	211,500	237,100	278,600	322,700
30	160,400	212,700	238,300	279,700	323,900
31	161,900	213,700	239,600	280,700	325,200
32	163,400	214,600	240,800	281,700	326,400
33	164,900	215,300	241,900	282,600	327,500

34	166,700	216,500	243,200	283,500	328,400
35	168,500	217,600	244,300	284,500	329,500
36	170,300	218,800	245,500	285,600	330,600
37	172,100	219,600	246,800	286,300	331,700
38	173,800	220,800	248,000	287,200	332,800
39	175,500	222,000	249,300	288,100	333,800
40	177,200	223,100	250,600	289,000	334,800
41	178,800	224,000	251,600	289,800	335,800
42	180,200	225,200	252,900	290,800	336,800
43	181,600	226,200	254,000	291,800	337,800
44	183,000	227,300	255,300	292,700	338,800
45	184,500	228,400	256,200	293,400	339,700
46	185,900	229,500	257,300	294,300	340,700
47	187,300	230,600	258,500	295,200	341,700
48	188,700	231,600	259,500	296,100	342,700
49	190,000	232,600	260,700	296,800	343,600
50	191,200	233,700	261,900	297,400	344,500
51	192,300	234,800	263,100	298,100	345,400
52	193,500	236,000	264,000	298,900	346,200
53	194,600	237,100	265,100	299,500	347,000
54	195,700	238,100	266,200	300,300	347,800
55	196,800	239,000	267,400	301,000	348,600
56	197,900	239,800	268,600	301,700	349,300
57	199,000	240,800	269,500	302,400	350,000
58	200,000	241,800	270,500	303,100	350,800
59	201,000	242,800	271,600	303,900	351,600
60	202,000	243,700	272,600	304,600	352,300
61	203,100	244,700	273,700	305,200	353,000
62	204,000	245,600	274,800	305,900	353,700
63	204,900	246,500	275,700	306,600	354,400
64	205,800	247,400	276,800	307,300	355,100
65	206,500	248,200	277,700	307,800	355,700
66	207,300	249,000	278,500	308,300	356,200
67	208,000	249,800	279,300	308,900	356,700
68	208,800	250,500	280,100	309,500	357,200
69	209,200	251,300	280,900	310,100	357,600
70	209,800	251,900	281,700	310,500	

71	210, 100	252, 400	282, 500	311, 000
72	210, 700	252, 900	283, 200	311, 500
73	211, 000	253, 100	284, 000	311, 800
74	211, 600	253, 500	284, 700	312, 300
75	212, 100	254, 000	285, 500	312, 800
76	212, 900	254, 500	286, 300	313, 200
77	213, 100	255, 000	286, 900	313, 400
78	213, 800	255, 400	287, 400	313, 700
79	214, 300	255, 900	287, 900	314, 000
80	214, 900	256, 400	288, 300	314, 300
81	215, 600	256, 700	288, 700	314, 600
82	216, 100	257, 000	289, 100	314, 900
83	216, 700	257, 300	289, 600	315, 200
84	217, 400	257, 600	290, 100	315, 500
85	218, 000	257, 800	290, 500	315, 700
86	218, 600	258, 000	291, 100	316, 100
87	219, 100	258, 300	291, 700	316, 400
88	219, 800	258, 600	292, 300	316, 600
89	220, 300	258, 800	292, 600	316, 800
90	220, 900	259, 000	293, 100	317, 100
91	221, 500	259, 400	293, 600	317, 400
92	222, 000	259, 600	294, 000	317, 700
93	222, 400	259, 900	294, 400	317, 900
94	222, 900	260, 300	294, 900	318, 200
95	223, 400	260, 600	295, 400	318, 500
96	223, 900	260, 900	295, 900	318, 700
97	224, 500	261, 100	296, 200	318, 900
98	225, 000	261, 400	296, 600	319, 200
99	225, 500	261, 600	297, 100	319, 500
100	226, 000	261, 900	297, 600	319, 700
101	226, 400	262, 200	298, 000	319, 900
102	226, 900	262, 400	298, 400	
103	227, 500	262, 700	298, 700	
104	228, 100	263, 000	299, 000	
105	228, 500	263, 200	299, 300	
106	229, 000	263, 400	299, 700	
107	229, 500	263, 700	300, 100	

108	229,900	263,900	300,500
109	230,100	264,200	300,800
110	230,500	264,500	301,200
111	231,000	264,800	301,600
112	231,500	265,000	301,900
113	231,800	265,200	302,100
114	232,300	265,500	302,400
115	232,800	265,700	302,700
116	233,300	265,900	302,900
117	233,600	266,200	303,100
118	234,000	266,500	303,400
119	234,400	266,800	303,700
120	234,800	267,100	303,900
121	235,200	267,200	304,100
122		267,500	304,400
123		267,800	304,700
124		268,100	304,900
125		268,200	305,100
126		268,500	305,400
127		268,800	305,700
128		269,100	305,900
129		269,200	306,100
130		269,500	306,400
131		269,800	306,700
132		270,100	306,900
133		270,200	307,100
134		270,500	
135		270,800	
136		271,100	
137		271,200	

別表第2（第11条関係）

医療職基本給表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	245,200	330,500	395,500	470,600	565,700
2	247,700	333,500	398,400	472,900	568,800
3	250,200	336,400	401,300	475,100	571,900
4	252,700	339,400	404,100	477,400	575,000
5	255,000	342,100	406,800	479,700	577,900
6	258,800	345,400	409,500	481,900	580,300
7	262,600	348,500	412,300	484,100	582,700
8	266,400	351,600	415,000	486,300	585,100
9	270,000	354,500	417,500	488,300	587,300
10	274,000	357,400	420,200	490,400	588,800
11	278,000	360,500	422,900	492,500	590,300
12	282,000	363,700	425,600	494,600	591,800
13	285,800	366,700	428,000	496,700	593,300
14	289,800	370,300	430,500	498,800	594,400
15	293,700	373,500	432,900	500,900	595,500
16	297,600	377,200	435,400	503,000	596,400
17	301,400	380,800	437,600	505,100	597,600
18	305,000	383,500	440,000	507,100	598,600
19	308,500	386,300	442,400	509,100	599,600
20	312,100	389,000	444,800	511,100	600,600
21	315,700	391,900	446,600	512,900	601,600
22	319,400	394,500	449,000	514,700	
23	322,900	397,100	451,400	516,600	
24	326,400	399,500	453,700	518,500	
25	329,900	401,800	455,800	520,200	
26	332,700	404,100	458,100	522,000	
27	335,300	406,400	460,300	523,800	
28	337,900	408,700	462,600	525,600	
29	340,700	411,000	464,800	527,400	
30	342,800	413,100	467,100	529,200	
31	345,000	415,100	469,400	531,000	
32	347,400	417,200	471,600	532,800	

33	349,700	419,300	473,600	534,400
34	352,100	421,200	475,700	536,200
35	354,300	423,200	477,800	537,900
36	356,800	425,200	479,900	539,700
37	359,200	427,200	482,000	541,300
38	361,600	429,200	483,800	542,900
39	364,000	431,200	485,600	544,300
40	366,200	433,200	487,400	545,900
41	368,500	435,100	489,100	547,400
42	369,900	436,900	490,900	548,800
43	371,400	438,600	492,700	550,200
44	372,800	440,400	494,500	551,500
45	374,300	442,300	496,100	552,700
46	375,700	444,100	497,800	553,700
47	377,200	445,900	499,600	554,700
48	378,700	447,600	501,400	555,700
49	379,900	449,400	503,000	556,700
50	380,900	451,100	504,300	557,600
51	381,900	452,900	505,600	558,500
52	382,800	454,700	506,900	559,400
53	383,800	456,600	508,100	560,200
54	384,700	457,800	509,400	561,100
55	385,600	459,000	510,700	562,000
56	386,500	460,200	512,000	562,900
57	387,400	461,400	513,000	563,800
58	388,300	462,400	513,800	564,700
59	389,100	463,400	514,600	565,600
60	389,900	464,400	515,400	566,300
61	390,600	465,200	516,300	567,200
62	391,100	465,900	517,100	568,100
63	391,500	466,600	518,000	569,000
64	392,000	467,300	518,800	569,900
65	392,300	468,000	519,700	570,800
66		468,700	520,600	
67		469,400	521,300	
68		470,100	522,200	
69		470,500	523,100	

70		471,200	523,900	
71		471,900	524,800	
72		472,600	525,700	
73		473,000	526,500	
74		473,600	527,400	
75		474,300	528,300	
76		475,000	529,000	
77		475,400	529,800	
78		476,000	530,700	
79		476,600	531,600	
80		477,100	532,500	
81		477,700	533,300	
82		478,200	534,200	
83		478,700	535,100	
84		479,200	536,000	
85		479,600	536,800	
86		480,200	537,700	
87		480,600	538,600	
88		481,100	539,500	
89		481,600	540,300	
90		482,200		
91		482,800		
92		483,200		
93		483,700		
94		484,300		
95		484,900		
96		485,500		
97		486,000		

別表第3（第11条関係）

教育職基本給表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	168,800	211,700	272,600	320,000	404,100	533,600
2	170,900	214,000	275,600	322,900	406,400	536,600
3	172,900	216,200	278,400	326,000	408,800	539,700
4	174,900	218,400	281,200	329,000	411,300	542,800
5	176,900	220,500	284,100	332,200	413,700	545,800
6	179,400	222,700	286,600	335,000	416,200	548,200
7	181,900	224,900	288,800	337,600	418,600	550,700
8	184,400	227,000	291,200	340,300	421,100	553,100
9	187,000	229,300	293,900	343,300	422,900	555,400
10	189,800	231,700	296,400	346,300	425,400	557,200
11	192,500	234,100	298,800	349,400	427,800	559,100
12	195,200	236,500	301,400	352,700	430,100	561,000
13	197,800	238,800	303,800	355,600	431,700	562,700
14	199,700	241,200	305,800	357,700	433,900	564,100
15	201,600	243,600	307,900	360,000	436,100	565,400
16	203,600	246,000	309,800	362,600	438,400	566,600
17	205,600	248,100	312,000	365,100	440,700	567,900
18	207,400	251,200	314,200	367,300	443,100	568,700
19	209,200	254,300	316,200	369,600	445,400	569,400
20	210,900	257,400	318,200	371,700	447,800	570,100
21	212,800	260,300	320,300	373,800	449,900	570,900
22	214,700	263,300	322,800	375,900	452,200	
23	216,600	266,200	325,400	378,000	454,600	
24	218,500	269,100	328,200	380,000	456,900	
25	220,500	271,900	330,300	381,700	458,900	
26	222,600	274,500	332,500	383,500	461,100	
27	224,700	277,000	334,700	385,400	463,200	
28	226,800	279,700	337,200	387,300	465,400	
29	228,700	282,600	339,600	389,200	467,500	
30	230,900	285,000	341,800	390,900	469,800	
31	233,200	287,200	343,900	392,600	472,000	
32	235,500	289,600	345,800	394,300	474,100	

33	237, 700	292, 100	348, 000	396, 100	476, 000
34	239, 500	294, 300	350, 300	397, 900	478, 100
35	241, 200	296, 800	352, 600	399, 500	480, 400
36	242, 900	299, 100	354, 800	401, 300	482, 600
37	244, 600	301, 600	356, 700	402, 500	484, 700
38	246, 300	303, 300	358, 700	404, 100	486, 700
39	247, 800	305, 000	360, 800	405, 700	488, 600
40	249, 500	306, 700	362, 700	407, 200	490, 500
41	251, 400	308, 600	364, 600	408, 400	492, 500
42	253, 100	309, 400	366, 500	410, 000	494, 400
43	254, 500	310, 300	368, 300	411, 500	496, 100
44	256, 100	311, 200	370, 100	413, 100	498, 000
45	257, 300	312, 100	372, 100	414, 500	499, 900
46	258, 800	313, 200	373, 900	416, 100	501, 700
47	260, 400	314, 100	375, 500	417, 500	503, 500
48	261, 800	315, 200	377, 300	419, 100	505, 400
49	263, 300	316, 200	379, 000	420, 500	507, 100
50	264, 100	317, 300	380, 600	421, 800	508, 800
51	264, 800	318, 200	382, 400	423, 100	510, 600
52	265, 700	319, 100	384, 100	424, 400	512, 500
53	266, 500	320, 300	385, 300	425, 100	514, 100
54	267, 500	321, 300	386, 800	426, 100	515, 700
55	268, 300	322, 400	388, 200	427, 000	517, 400
56	269, 200	323, 400	389, 800	427, 900	519, 000
57	269, 900	324, 400	391, 200	428, 800	520, 600
58	271, 100	325, 500	392, 600	429, 700	521, 900
59	272, 100	326, 600	393, 900	430, 600	523, 200
60	273, 200	327, 600	395, 400	431, 500	524, 400
61	274, 300	328, 600	396, 700	432, 400	525, 600
62	275, 300	329, 600	398, 100	433, 300	526, 600
63	276, 200	330, 700	399, 600	434, 300	527, 600
64	277, 100	331, 800	401, 100	435, 400	528, 600
65	278, 100	332, 700	402, 100	436, 300	529, 200
66	279, 000	333, 800	403, 200	437, 300	530, 100
67	280, 100	334, 600	404, 200	438, 300	531, 000
68	281, 200	335, 700	405, 300	439, 200	531, 900
69	282, 300	336, 500	406, 300	440, 200	532, 800

70	283,400	337,600	407,200	441,200	533,600
71	284,400	338,600	408,000	442,100	534,300
72	285,500	339,700	408,800	443,100	534,800
73	286,400	340,200	409,600	444,100	535,500
74	287,500	341,200	410,500	445,000	536,000
75	288,500	342,200	411,300	445,900	536,800
76	289,600	343,200	412,100	446,900	537,400
77	290,300	344,200	412,800	447,700	537,900
78	291,300	345,200	413,300	448,200	538,500
79	292,300	346,100	413,700	448,900	539,100
80	293,200	347,000	414,100	449,500	539,700
81	294,200	348,000	414,400	450,300	540,300
82	295,100	349,000	414,800	451,000	
83	296,000	350,000	415,100	451,300	
84	296,900	351,000	415,500	451,900	
85	297,300	351,600	415,800	452,300	
86	298,100	352,200	416,200	452,700	
87	298,900	352,800	416,600	453,100	
88	299,800	353,400	417,000	453,400	
89	300,700	354,000	417,300	453,700	
90	301,300	354,400	417,700	454,000	
91	302,000	354,800	418,100	454,500	
92	302,600	355,300	418,400	454,800	
93	303,200	355,800	418,700	455,100	
94	303,900	356,200	419,100	455,400	
95	304,600	356,700	419,400	455,700	
96	305,300	357,200	419,700	456,000	
97	305,500	357,800	420,000	456,300	
98	306,000	358,300	420,400	456,800	
99	306,500	358,700	420,700	457,100	
100	307,000	359,200	421,000	457,400	
101	307,300	359,600	421,300	457,700	
102	307,700	360,100	421,700		
103	308,000	360,400	422,000		
104	308,600	360,900	422,300		
105	309,000	361,400	422,600		
106	309,400	361,800	423,000		

107	309,700	362,300	423,300
108	310,100	362,800	423,600
109	310,300	363,200	423,900
110	310,700	363,700	424,200
111	311,100	364,200	424,500
112	311,500	364,600	424,800
113	311,800	365,000	425,100
114	312,200	365,400	425,400
115	312,500	365,900	425,700
116	312,800	366,300	426,000
117	313,100	366,700	426,200
118	313,500	367,100	
119	313,900	367,600	
120	314,300	368,000	
121	314,500	368,300	
122	314,700	368,700	
123	315,000	369,200	
124	315,300	369,500	
125	315,600	369,900	
126	315,800	370,400	
127	316,100	370,900	
128	316,500	371,300	
129	316,800	371,700	
130	317,100	372,200	
131	317,500	372,700	
132	317,700	373,200	
133	317,900	373,700	
134	318,200	374,200	
135	318,500	374,700	
136	318,700	375,200	
137	319,000	375,700	
138	319,200	376,200	
139	319,500	376,700	
140	319,800	377,200	
141	320,100	377,700	
142	320,500		
143	320,900		

144	321,300					
145	321,500					
146	321,900					
147	322,200					
148	322,600					
149	322,800					
150	323,200					
151	323,500					
152	323,900					
153	324,100					
154	324,500					
155	324,900					
156	325,300					
157	325,500					

別表第4（第11条関係）

指定職基本給表

号	基本給月額
	円
1	706,000
2	761,000
3	818,000
4	895,000
5	965,000
6	1,035,000
7	1,107,000
8	1,175,000

別表第5（第23条関係）

勤務箇所	職員	調整数
国立大学法人総合研究大学院大学又はその他の国公私立大学大学院	左欄に置かれている研究科（以下「研究科」という。）に在学する学生の指導に従事する助教	1
	助教以上の研究教育職員のうち、研究科において、講義、演習、実験又は実習の指導を担当する者、又は主任として学生に対する研究指導を担当する者	2
	上記調整数2の適用を受ける者のうち、主任として4人以上の学生に対する研究指導を担当する者	3

別表第6（第23条関係）

教育職基本給表

職務の級	調整基本額
2級	10,500円。ただし、1号9,450円、2号9,549円、3号9,648円、4号9,747円、5号9,841円、6号9,940円、7号10,039円、8号10,134円、9号10,237円、10号10,345円、11号10,453円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円
6級	16,300円

別表第7（第25条関係）

期間の区分	職員の区分		手当の額	
			第1項第1号	第1項第2号
			円	円
1年未満			184,300	50,600
1年以上2年未満			184,300	50,600
2年以上3年未満			184,300	50,600
3年以上4年未満			184,300	50,600
4年以上5年未満			184,300	50,600
5年以上6年未満			184,300	50,600
6年以上7年未満			184,300	48,800
7年以上8年未満			184,300	47,000
8年以上9年未満			184,300	45,200
9年以上10年未満			184,300	43,400
10年以上11年未満			184,300	41,600
11年以上12年未満			184,300	39,800
12年以上13年未満			184,300	38,000
13年以上14年未満			184,300	36,200
14年以上15年未満			184,300	34,800
15年以上16年未満			184,300	33,400
16年以上17年未満			182,700	32,000
17年以上18年未満			181,100	30,600
18年以上19年未満			179,500	29,200
19年以上20年未満			177,900	27,800
20年以上21年未満			176,300	26,400
21年以上22年未満			167,100	25,800
22年以上23年未満			157,300	25,200
23年以上24年未満			148,200	24,200
24年以上25年未満			138,500	23,600
25年以上26年未満			129,300	23,000
26年以上27年未満			118,300	22,400
27年以上28年未満			107,900	21,800
28年以上29年未満			97,600	21,000
29年以上30年未満			86,600	20,700
30年以上31年未満			76,000	20,300
31年以上32年未満			64,900	19,700

32年以上33年未満	54,500	18,800
33年以上34年未満	40,300	17,900
34年以上35年未満	27,100	17,200

備考

この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

別表第8（第27条関係）

都道府県	支給地域	支給割合
東京都	特別区	100分の20
	立川市	100分の12
千葉県	千葉市	100分の15
静岡県	三島市	100分の5